

内閣サイバーセキュリティセンターに副センター長等を置く規則

平成 28 年 3 月 31 日
内閣総理大臣決定
平成 29 年 3 月 30 日 - 部改正

(副センター長等)

- 第 1 条 内閣サイバーセキュリティセンター（以下「センター」という。）に、副センター長及び上席サイバーセキュリティ分析官を置く。
- 2 副センター長は 2 人以上とし、内閣審議官のうちから命ずる。ただし、そのうちの 1 人は、危機管理審議官（内閣官房に危機管理審議官を置く規則（平成 10 年 4 月 9 日内閣総理大臣決定）第 1 項に規定する危機管理審議官をいう。）をもって充てる。
- 3 副センター長は、内閣サイバーセキュリティセンター長（以下「センター長」という。）を助け、センターの事務を整理する。
- 4 上席サイバーセキュリティ分析官は、命を受けて、センターの事務のうち、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策、情勢、技術動向等の分析に従事する。

(サイバーセキュリティ運用専門官)

- 第 2 条 センターに、サイバーセキュリティ運用専門官を置く。
- 2 サイバーセキュリティ運用専門官は、命を受けて、センターの事務のうち、内閣官房組織令（昭和 32 年政令第 219 号）第 4 条の 2 第 1 項第 1 号の監視及び分析に関する事務に従事するとともに、サイバーセキュリティの確保に関する企画及び立案並びに総合調整に関してセンターに属する内閣参事官の職務を助ける。
- 3 サイバーセキュリティ運用専門官として必要な知識及び経験その他の資格に関する事項は、センター長が定める。

(サイバーセキュリティ補佐官)

- 第 3 条 センターに、サイバーセキュリティ補佐官を置くことができる。
- 2 サイバーセキュリティ補佐官は、命を受けて、サイバーセキュリティに関する専門的、技術的な事項について意見を具申する。
- 3 サイバーセキュリティ補佐官は、非常勤とする。

(政策調査員)

- 第 4 条 センターに、政策調査員を置くことができる。

2 政策調査員は、命を受けて、専門的事項の調査及び分析に関する事務に従事する。

3 政策調査員は、非常勤とする。

(補則)

第5条 この規則及び別に内閣総理大臣決定に定めるもののほか、センターの内部組織に関し必要な細目は、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。